

(参考資料 1)

1 財政健全化法の概要について

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

2 早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告、全国的な状況の公表等の規定を設けます。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

3 財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、総務大臣に協議し、その同意を求めるることができます。

財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。

※早期健全化基準・財政再生基準（豊後大野市）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	12.73	17.73	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

(参考資料 2)

○ 各健全化判断比率の算定式等

1 実質赤字比率

普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計に係る実質赤字額
- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。「連結実質赤字比率」は、比率の対象範囲を公営企業会計を含む特別会計まで拡大したものであるが、標準財政規模を分母とするもので、連結実質赤字を一般会計等(普通会計)との関係で把握しようとする比率である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：①～③の合計額
 - ① 一般会計の実質赤字額
 - ② 公営事業（公営企業以外）に係る特別会計の実質赤字額
 - ・国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計
 - ③ 公営企業に係る特別会計の資金不足額
 - ・上水道特別会計・病院事業特別会計・農業集落排水特別会計
 - ・公共下水道特別会計・浄化槽施設特別会計・簡易水道特別会計
 - ・太陽光発電事業特別会計

3 実質公債費比率

普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。

地方債協議制度への移行に伴い新たに導入された指標でもある。毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税で措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - } \\ \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3か年平均) 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

□ 準元利償還金：①～⑤の合計額

- ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
 - 対象：・上水道特別会計・病院事業特別会計・農業集落排水特別会計
・公共下水道特別会計・浄化槽施設特別会計・簡易水道特別会計
- ③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
- ④ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出
- ⑤ 一時借入金の利子

□ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

4 将来負担比率

普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

「将来負担比率」は、比率の対象範囲を地方独立行政法人、地方公社、第三セクターまで拡大したものであるが、標準財政規模を分母とするもので、将来負担を一般会計等(普通会計)との関係で把握しようとする比率である。

$$\text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + } \\ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

□ 将来負担額：①～⑧の合計額

- ① 一般会計等の前年度末地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
- ④ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する市からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当負担見込額
- ⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

□ 充當可能基金額：①～⑥に充てることができる基金

□ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金

5 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

□ 資金の不足額

(法適用企業) 資金の不足額= (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産) －解消可能資金不足額

(法非適用企業) 資金の不足額= (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産) －解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

□ 事業の規模

(法適用企業) 事業の規模=営業収益の額－受託工事収益の額

(法非適用企業) 事業の規模=営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額